

# 東京大学大学院総合文化研究科放射線障害予防規程

平成16年4月1日 制定

平成18年5月1日 改定

平成22年9月1日 改定

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」(以下「法」という。)、電離放射線障害防止規則等に基づき、東京大学大学院総合文化研究科(以下「研究科」という。)における放射性同位元素及び放射性同位元素によつて汚染されたもの(以下「放射性同位元素等」という。)の取扱い及び管理に関する事項を定め、職員及び学生等の安全を確保し、かつ周辺の地域に及ぼす放射線による障害を防止することを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 この規程は、研究科の放射線施設に立ち入るすべての者に適用する。

### (用語の定義)

第3条 この規程において用いる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「放射線作業」とは、放射性同位元素等の使用、保管、運搬及び廃棄の作業をいう。
- (2) 「業務従事者」とは、放射性同位元素の使用、管理又はこれに付随する業務に従事するため、管理区域に立ち入る者で、総合文化研究科長(以下「研究科長」という。)が業務従事者として登録した者をいう。
- (3) 「放射線施設」とは、使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設をいう。

### (他の規程との関連)

第4条 放射性同位元素等の取扱いに係る保安については、この規程に定めるもの、その他保安に関する規程の定めによる。

第5条 研究科長は、法及びこの規程に定める事項の実施について、放射線安全委員会運営規則を定めるものとする。

### (遵守等の義務)

第6条 業務従事者及び管理区域に一時的に立ち入る者は、放射線取扱主任者(以下「主任者」という。)が放射線障害防止のために行う指示を遵守し、その指示に従わなければならない。

- 2 研究科長は、主任者が法及びこの規程に基づき行う意見具申を尊重しなければならない。
- 3 研究科長は、第 11 条に定める放射線安全委員会がこの規程に基づき行う答申又は意見具申を尊重しなければならない。

## 第 2 章 安全管理の組織及び職務

### (組織)

第 7 条 研究科における放射性同位元素等の取扱いに従事する者及び安全管理に従事する者に関する組織は、別図 1 のとおりとする。

第 8 条 研究科長は、放射線障害発生の防止について総括的な監督を行わせるため、第一種放射線取扱主任者の免状を所持する者(以下「有資格者」という)の中から主任者を選任しなければならない。

- 2 研究科長は主任者が旅行、疾病その他の事故によりその職務を行うことができない場合は、その期間中その職務を代行させるため、法に規定する主任者の資格を有する者のうちから、主任者の代理者(以下「代理者」という。)を選任しなければならない。

- 3 研究科長は法に基づき、主任者(選任前 1 年以内に定期講習を受けた者を除く)に選任した日から 1 年以内及び定期講習を受けた日から 3 年を超えない期間ごとに定期講習を受けさせなければならない。

### (主任者の職務)

第 9 条 主任者は、研究科における放射線障害の発生の防止に係る監督に関し、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 予防規程の制定及び改廃への参画
- (2) 放射線障害防止上重要な計画作成への参画
- (3) 法令に基づく申請、届出、報告の審査
- (4) 立入検査等の立会い
- (5) 異常及び事故の原因調査への参画
- (6) 研究科長に対する意見の具申
- (7) 使用状況等及び施設、帳簿、書類等の監査
- (8) 関係者への助言、勧告及び指示
- (9) 放射線安全委員会の開催の要求
- (10) その他放射線障害防止に関する必要事項

### (代理者の職務)

第 10 条 代理者は、主任者が旅行、疾病その他の事故により不在となる期間中、その職務を代行しなければならない。

(放射線安全委員会)

第 1 1 条 放射線障害防止について必要な事項を企画審議するため、研究科に放射線安全委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会に委員長を置く。

3 委員長は、研究科長が任命する。

4 委員は、主任者、放射線施設運営委員長、放射線施設責任者、施設管理責任者その他から研究科長が任命する。

5 委員会の運営については、別に定める放射線安全委員会運営規則によるものとする。

(放射線施設運営委員会)

第 1 2 条 研究科の広域科学専攻より選出された委員からなる放射線施設運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

2 運営委員会は、研究科における放射線施設運営に関する事項を審議する。

3 運営委員会に委員長を置く。

4 委員長は、委員の互選により決定する。

(放射線施設責任者)

第 1 3 条 研究科に、放射線施設責任者(以下「施設責任者」という。)を置く。

2 施設責任者は、運営委員の互選により決定する。

3 施設責任者は、放射線施設の管理業務を総括する。

(研究室責任者)

第 1 4 条 研究科長は、申請に基づいて研究室責任者を認定する。

2 研究室責任者は、教員でなければならない。

3 研究室責任者は、業務従事者として登録しなければならない。

4 研究室責任者は、主任者及び施設責任者の監督のもとに放射線安全管理に関する業務を行う。

(放射線取扱者)

第 1 5 条 研究科において放射線作業を行う者は、業務従事者として登録しなければならない。

2 取扱者は、研究室責任者の申請に基づき、第 32 条に定める教育訓練及び第 33 条に定める健康診断の結果を照査のうえ主任者の同意のもとに研究科長が承認したうえで登録する。

3 取扱者は、研究室責任者の指導のもとに放射線作業を行うものとする。

(施設管理責任者)

第16条 施設管理責任者は、放射線施設の維持及び管理を総括する。

2 施設管理責任者は、事務部長をもってあてる。

(安全管理担当者)

第17条 放射線管理業務を行うため、安全管理担当者を置く。

2 安全管理担当者は、運営委員会の議を経て、指名する。

3 安全管理担当者は、次の業務を行う。

(1) 管理区域に立ち入る者の入退域、放射線被ばく及び放射性汚染の管理

(2) 放射線施設、管理区域に係る放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定

(3) 放射線測定器の保守管理

(4) 放射性同位元素等の受入、払出し、使用、保管、運搬及び廃棄に関する管理

(5) 放射線作業の安全に係る技術的事項に関する業務

(6) 取扱者等に対する教育及び訓練計画の立案及びその実施

(7) 取扱者等に対する健康診断に関する業務

(8) 放射性廃棄物の管理及びそれらの処理に関する業務

(9) 前各号の業務に関する記帳、記録の管理及びその保管

(10) 法に基づく申請、届出等の事務手続その他関係省庁との連絡等事務的事項に関する業務

### 第3章 管理区域

(管理区域)

第18条 研究科長は、法の定めるところにより研究科内に、管理区域を設定し、その管理・維持業務を監督する。

2 研究科長は、管理区域を設定し、又は変更する場合には、放射線安全委員会の議を経て行わなければならない。

3 次に定める者以外の者を管理区域に立ち入らせてはならない。

(1) 業務従事者として第15条に基づき登録された者

(2) 見学者等で一時立入者として認められた者

(管理区域に関する遵守事項)

第19条 管理区域に立ち入る者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 定められた出入口から出入りすること。

(2) 管理区域内に立ち入るときは、所定の用紙に必要事項を記入すること。

- (3) 個人線量計を指定された位置に着用すること。
  - (4) 管理区域内において飲食、喫煙を行わないこと。
  - (5) 専用の作業衣、はきものその他必要な保護具等を着用し、かつ、これらのものを着用してみだりに管理区域の外へ出ないこと。
  - (6) 放射性同位元素を体内摂取したとき、又はそのおそれがあるときは、直ちに緊急連絡先のとおり連絡し、その指示に従うこと。
  - (7) 退出するときは、身体、衣服等の汚染検査を行い、汚染が検出された場合は、緊急連絡先のとおり連絡するとともに、直ちに除染のための措置をとること。この場合において、除染が困難なときは主任者に連絡し、その指示に従うこと。
  - (8) 業務従事者は、主任者が放射線障害を防止するために行う指示その他施設の保安を確保するための指示に従うこと。
  - (9) 一時立入者は、主任者及び取扱者が放射線障害を防止するために行う指示その他施設の保安を確保するための指示に従うこと。
- 2 管理区域の入口の目につきやすい場所に取り扱いに係る注意事項を掲示し、管理区域に立ち入る者に遵守させなければならない。

#### 第4章 維持及び管理

##### (施設の点検)

第20条 施設管理責任者及び研究室責任者は、別表に掲げる事項について定期的に施設の点検を実施し、実施年月日、実施者氏名、点検の結果及びこれに伴う措置の内容を記録しなければならない。

2 施設責任者、施設管理責任者及び研究室責任者は、点検の結果を主任者を通じ研究科長に報告しなければならない。

3 点検の結果、異常が認められたとき、研究科長及び施設管理責任者は、その状況原因を調査し、修理、交換等の措置を講じなければならない。

##### (修理、改造)

第21条 施設責任者、施設管理責任者及び研究室責任者は、それぞれ所管する設備機器等について、修理、改造、除染等を行うときは、相互の協議のうえ、その実施計画を作成し、主任者及び研究科長の承認を受けなければならない。ただし、保安上特に影響が軽微と認められるものについては、この限りではない。

2 研究科長は、前項の承認を行おうとする場合において、必要があると認めるときは、その安全性、安全対策等につき放射線安全委員会に諮問するものとする。

3 施設責任者、施設管理責任者及び研究室責任者は、第1項の修理、改造、除染等を終えたときは、その結果について、主任者を經由して研究科長に報告しなければならない。

## 第5章 使用

(密封されていない放射性同位元素の使用)

第22条 密封されていない放射性同位元素(以下「非密封放射性同位元素」という。)を使用する者は、施設責任者の管理のもとに、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 非密封放射性同位元素の使用は、管理区域内の実験室において行い、承認使用数量を超えないこと。
- (2) 排気設備が正常に動作していることを確認すること。
- (3) 吸収材、受け皿の使用等汚染の防止に必要な措置を講ずること。
- (4) しゃへい壁その他しゃへい物により適切なしゃへいを行うこと。
- (5) 遠隔操作装置、かん子等により線源との間に十分な距離を設けること。
- (6) 放射線に被ばくする時間をできるだけ少なくすること。
- (7) 実験室においては、作業衣、保護具等を着用して作業すること。また、これらを着用してみだりに管理区域から退出しないこと。
- (8) 実験室から退出するときは、人体及び作業衣、はき物、保護具等人体に着用している物の汚染を検査し、汚染があった場合は除去すること。
- (9) 表面の放射性同位元素の密度が表面密度限度を超えているものは、みだりに実験室から持ち出さないこと。
- (10) 表面の放射性同位元素の密度が表面密度限度の1/10を超えているものは、みだりに管理区域から持ち出さないこと。
- (11) 非密封放射性同位元素の使用中にその場を離れる場合は、容器及び使用場所に所定の標識を付け、必要に応じて柵等を設け、注意事項を明示する等事故発生防止の防止措置を講ずること。

(密封された放射性同位元素の使用)

第23条 密封された放射性同位元素(以下「密封放射性同位元素」という。)を使用する者は、施設責任者の管理のもとに、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用に際して、放射線測定器により密封状態が正常であることを確認すること。
- (2) しゃへい壁その他しゃへい物により適切なしゃへいを行うこと。
- (3) 遠隔操作装置、かん子等により線源との間に十分な距離を設けること。
- (4) 放射線に被ばくする時間をできるだけ少なくすること。
- (5) 密封放射性同位元素の使用中にその場を離れる場合は、容器及び使用場所に所定の標識を付け、必要に応じて柵等を設け、注意事項を明示する等事故発生防止の防止措置を講ずること。

- (6) 線源を移動して使用する場合は、使用後直ちにその線源の紛失、漏えい等異常の有無を放射線測定器等により点検し、異常が判明した場合は、探査その他放射線障害を防止するために必要な措置を講ずること。

## 第6章 受入れ、払出し、保管、運搬、及び廃棄

(放射性同位元素の受入れ等に係る届出)

第24条 本学部において、放射性同位元素の受入れをするとき又は放射性同位元素若しくは放射性同位元素で汚染されたものを廃棄業者に引き渡すことにより廃棄するときは、事前に管理担当者に届け出るものとする。

- 2 放射性同位元素を他の事業所に払い出すときは、事前に管理担当者に届け出るものとする。

(保管)

第25条 放射性同位元素は、所定の容器に入れ、所定の貯蔵室又は貯蔵箱に貯蔵しなければならない。

- 2 貯蔵室又は貯蔵箱には、その貯蔵能力を超えて放射性同位元素を貯蔵してはならない。
- 3 貯蔵箱及び耐火性の容器は、放射性同位元素を保管中に、これをみだりに持ち運ぶことができないようにするための措置を講じなければならない。
- 4 非密封放射性同位元素を貯蔵室又は貯蔵箱に保管する場合は、容器の転倒、破損等を考慮し、吸収材、受皿を使用する等貯蔵室内又は貯蔵箱内に汚染が拡大しないような措置を講じなければならない。
- 5 貯蔵施設の目につきやすい場所に、放射線障害の防止に必要な注意事項を掲示しなければならない。

(管理区域における運搬)

第26条 管理区域において放射性同位元素を運搬しようとするときは、危険物との混載禁止、転倒、転落等の防止、汚染の拡大の防止、被ばくの防止その他保安上必要な措置を講じなければならない。

(研究科内における運搬)

第27条 研究科内において放射性同位元素を運搬しようとするときは、前条に規定する措置に加えて、次の各号に掲げる措置を講じるとともに、あらかじめ施設責任者の承認を受けて行わなければならない。

- (1) 放射性同位元素を収納した輸送容器は、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により亀裂、破損等が生ずるおそれのないよう措置すること。

- (2) 表面汚染密度については、搬出物の表面の放射性同位元素の密度が表面密度限度の 1/10 を超えないようにすること。
- (3) 1 センチメートル線量当量率については、搬出物の表面において 2 ミリシーベルト毎時を超えず、かつ、搬出物の表面から 1 メートル離れた位置において 100 マイクロシーベルト毎時を超えないよう措置すること。
- (4) 運搬経路を限定し、見張人の配置、標識等の方法により関係者以外の者の接近及び運搬車両以外の通行を制限すること。
- (5) 車両で運搬する場合は、運搬車両の速度を制限し、必要に応じて伴走車を配置すること。
- (6) 監督者を同行させ、保安のため必要な監督を行わせること。
- (7) 車両及び輸送容器表面に標識をつけること。
- (8) その他関係法令に基づき実施すること。

(研究科外における運搬)

第 28 条 研究科外において放射性同位元素を運搬しようとするときは、主任者の承認を受けるとともに、関係法令に定める基準に適合する措置を講じなければならない。

(廃棄)

第 29 条 非密封放射性同位元素等の廃棄は、次の各号に従って行わなければならない。

- (1) 固体状の放射性廃棄物は可燃性、難燃性、及び不燃性に区分し、それぞれ専用の廃棄物容器に封入し、廃棄業者に引き渡すまでの間保管廃棄室に保管廃棄すること。
- (2) 液体状の放射性廃棄物は、所定の放射能レベルに分類し、保管廃棄又は排水設備により排水口における排水中の放射性同位元素の濃度を濃度限度以下とし排水すること。
- (3) 気体状の放射性廃棄物は、排気設備により排気口における排気中の放射性同位元素の濃度を濃度限度以下とし排気すること。
- (4) 放射性有機廃液のうち、焼却可能なものは、施設責任者の指示のもとに、廃棄業者に焼却を委託する。
- (5) 密封放射性同位元素の廃棄は、廃棄業者等に引き渡すことによって行わなければならない。

## 第 7 章 測定

(放射線測定器等の保守)

第 30 条 安全管理担当者は、安全管理に係る放射線測定器等について常に正常な機能を維持するように保守しなければならない。

(場所の測定)

第 31 条 安全管理担当者は、放射線障害のおそれのある場所について、放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定を行い、その結果を評価し記録しなければならない。

2 放射線の量の測定は、原則として 1 センチメートル線量当量について放射線測定器を使用して行わなければならない。

3 放射線施設の測定は、次の各号に従い行わなければならない。

(1) 放射線の量の測定は、使用施設、貯蔵施設、廃棄施設及び管理区域境界、事業所境界について行うこと。

(2) 放射性同位元素による汚染の状況の測定は、実験室、廃棄物保管室、汚染検査室、排気設備の排気口、排水設備の排水口及び管理区域境界について行うこと。

(3) 実施時期は、取扱開始前に 1 回及び取扱開始後にあつては 1 月を超えない期間ごとに 1 回行うこと。ただし、排気口又は排水口における測定は、排気又は排水の都度行うこと。

4 次の項目について測定結果を記録し、保存しなければならない。

(1) 測定日時

(2) 測定箇所

(3) 測定をした者の氏名

(4) 放射線測定器の種類及び形式

(5) 測定方法

(6) 測定結果

5 前項の測定結果は、施設責任者が 5 年間保存する。

(個人被ばく線量の測定)

第 32 条 施設責任者は、管理区域に立ち入る者に対して適切な個人線量計を着用させ、次の各号に従い個人被ばく線量を測定しなければならない。ただし、個人線量計を用いて測定することが著しく困難な場合は、放射線測定器を用いることとし、なお測定が困難な場合は、計算によってこれらの値を算出することとする。

(1) 放射線の量の測定は、外部被ばくによる線量について行うこと。

(2) 測定は、胸部(女子にあつては、腹部)について 1 センチメートル線量当量及び 70 マイクロメートル線量当量について行うこと

- (3) 前号のほか、頭部及び頸部から成る部分、胸部及び上腕部から成る部分並びに腹部及び大腿部からなる部分のうち、外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部分が、胸部及び上腕部(女子にあつては、腹部及び大たい部)から成る部分以外の部分である場合は、当該部分についても行うこと。
- (4) 人体部位のうち外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部位が頭部、頸部、胸部、上腕部、腹部及び大腿部以外である場合は、前2号のほか、当該部位についても行うこと。
- (5) 放射性同位元素を誤って摂取した場合又はそのおそれのある場合は、内部被ばくについての測定を行うこと。
- (6) 測定は、管理区域に立ち入る者について、管理区域に立ち入っている間継続して行うこと。ただし、一時立入者として施設責任者が認めた者については、外部被ばくの線量が100マイクロシーベルトを超えるおそれのあるときに行うこととする。
- (7) 次の項目について測定の結果を記録すること。
- イ 測定対象者の氏名
  - ロ 測定をした者の氏名
  - ハ 個人線量計又は放射線測定器の種類及び形式
  - ニ 測定方法
  - ホ 測定部位及び測定結果
- (8) 前号の測定結果は、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間、4月1日を始期とする1年間並びに女子にあつては毎月1日を始期とする1月間について、当該期間ごとに集計し記録すること。
- (9) 第7号の測定結果から実効線量及び等価線量を算定し、次の項目について記録すること。
- イ 算定年月日
  - ロ 対象者の氏名
  - ハ 算定した者の氏名
  - ニ 算定対象期間
  - ホ 実効線量
  - ヘ 等価線量及び組織名
- (10) 前号の算定は、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間、4月1日を始期とする1年間並びに女子にあつては毎月1日を始期とする1月間について、当該期間ごとに行い記録すること。ただし、4月1日を始期とする1年間において実効線量が20ミリシーベルトを超えた場合は、平成13年4月1日を始期とする5年間ごとに、当該1年間を含む5年間について、累積実効線量を毎年度集計し、次の項目について記録すること。
- イ 集計年月日

- ロ 対象者の氏名
- ハ 集計した者の氏名
- ニ 集計対象期間
- ホ 累積実効線量

(1 1) 第7号から前号までの記録は、施設責任者が永久に保存するとともに、記録の都度対象者に対しその写しを交付すること。

## 第8章 教育及び訓練

(教育及び訓練)

第33条 研究科長は、東京大学アイソトープ総合センターとの連携の下に、放射線取扱者の教育訓練に関する実施要項に基づき、放射線の取扱いに必要な教育訓練を実施しなければならない。

2 教育訓練の時期は、次のとおりとする。

- (1) 新規取扱者教育訓練は、業務従事者として管理区域に立ち入る前
- (2) 再教育は、継続して業務従事者である者について前回の教育訓練から一年を超えない期間ごと。
- (3) 一時立入者については、管理区域に立ち入る前

3 教育訓練には、必要に応じ主任者又は施設責任者が実施する部局教育訓練を含むものとする。

4 再教育は、主任者又は施設責任者が実施するものとする。

5 一時立入者に対する教育訓練として、業務従事者は、管理区域への立ち入りに先立ち必要な注意を行うものとする。

## 第9章 健康管理

(健康診断)

第34条 研究科長は、東京大学保健センターとの連携の下に、業務従事者に対して所定の健康診断を実施しなければならない。

2 研究科長は、取扱者として登録申請した者及び業務従事者に対して健康診断の受診を指示するものとする。

3 研究科長は、次の各号に該当する業務従事者が生じた場合は、速やかにその者に健康診断を受診させなければならない。

- (1) 放射性同位元素を飲み込み、又は体内摂取した場合。
- (2) 実効線量で5ミリシーベルト又は等価線量限度を超えて放射線に被ばくし、又は被ばくしたおそれのある場合。

4 研究科長は、健康診断の結果に関しその記録の写しを本人に交付する。

(個人被ばく管理に関する指示)

第35条 研究科長は、業務従事者が放射線障害を受け、又は受けたおそれのある場合は、医師と協議して、作業時間の短縮、作業の停止又は保健指導等必要な措置を講じなければならない。

## 第10章 記帳、保存及び報告

(記帳の保管)

第36条 施設責任者は使用、受入れ、払出し、保管、運搬、廃棄並びに教育及び訓練に係る記録を行う帳簿を備え記帳させなければならない。

2 前項の帳簿に記載すべき項目は、次の各号のとおりとする。

(1) 使用

- イ 放射性同位元素の種類及び数量
- ロ 放射性同位元素の使用の年月日、目的、方法及び場所
- ハ 放射性同位元素の使用に従事する者の氏名

(2) 受入れ、払出し

- イ 放射性同位元素の種類及び数量
- ロ 受入れ又は払出しの年月日及びその相手方の氏名又は名称

(3) 保管

- イ 放射性同位元素の種類及び数量
- ロ 放射性同位元素の保管の期間、方法及び場所
- ハ 放射性同位元素の保管に従事する者の氏名

(4) 運搬

- イ 研究科外における放射性同位元素の運搬の年月日及び方法
- ロ 荷受人又は荷送人の氏名又は名称並びに運搬に従事する者の氏名又は運搬の委託先の氏名若しくは名称

(5) 廃棄

- イ 放射性同位元素の種類及び数量
- ロ 放射性同位元素の廃棄の年月日、方法及び場所
- ハ 放射性同位元素の廃棄に従事する者の氏名

(6) 第32条の教育及び訓練

- イ 教育及び訓練の実施の年月日並びに項目
- ロ 教育及び訓練を受けた者の氏名

(7) 第20条に係る施設の点検に関する記録

3 前項に定める帳簿は、毎年3月31日又は事業所の廃止等を行う場合は廃止日等に帳簿を閉鎖し、閉鎖後5年間保管する。

(一般報告)

第 37 条 研究科長は、毎年 4 月 1 日を始期とする一年間について、施設の点検状況、放射性同位元素の保管状況、被ばく線量分布等を放射線管理状況報告書により毎年 6 月 30 日までに文部科学大臣に報告しなければならない。

## 第 11 章 緊急時の措置

(災害等)

第 38 条 地震、火災等の災害が発生した場合は、総合文化研究科 RI 施設緊急時連絡先別図 2 により関係者に連絡するとともに、状況に応じて施設、設備等の点検を実施しなければならない。点検の結果は、主任者を経て、研究科長に報告しなければならない。

第 39 条 地震、火災及び運搬中の事故等により、放射線にかかわる異常事態が生じた場合は、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 異常事態の発見者は、災害の拡大防止に努めるとともに、直ちに主任者、運営委員会委員、施設責任者、又は研究室責任者に通報すること。
- (2) 前号の通報を受けた者は、主任者の指示に基づき、装置の使用禁止又は室内への立入禁止、付近にいる者に避難するよう警告するなど、必要な措置をとるとともに、消防署等の関係機関に通報すること。
- (3) 第 1 号の通報を受けた者は、主任者の指示に基づき、放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者が生じた場合には、状況に応じて緊急処置をとるとともに、その者に対して医師の診断を受けさせること。
- (4) 主任者は、異常事態の経過及び処置等に関して、研究科長に通報すること。
- (5) 研究科長は、異常の事態の報告を受けた場合は、東京大学放射線関係緊急連絡網等により直ちに学内及び学外の関係機関に通報するとともに、遅滞なく文部科学大臣又は国土交通大臣に届け出ること。

2 次の各号のいずれかに該当する事態が発生した場合には、前項第 1 号から第 4 号に定める措置並びに通報を行わなければならない。

- (1) 放射性同位元素の盗難又は所在不明が生じた場合。
- (2) 気体状の放射性同位元素等を排気設備において浄化し、又は排気する事によって廃棄した場合において、濃度限度を超えたとき。
- (3) 液体状の放射性同位元素等を排水設備において浄化し、又は排水する事によって廃棄した場合において、濃度限度を超えたとき。
- (4) 放射性同位元素等が管理区域外で漏洩したとき。
- (5) 放射性同位元素等が管理区域内で漏洩したとき。ただし次のいずれかに該当するときは除く。

イ 漏洩した液体状の放射性同位元素等が漏洩に係る設備の周辺部に設置された漏洩の拡大を防止する為の堰の外に拡大しなかったとき。

- ロ 気体状の放射性同位元素等が漏洩した場合において、空气中濃度限度を超えるおそれがないとき。
  - (6) 次の線量が線量限度を超え、又は超えるおそれのあるとき。
    - イ 使用施設内の人が常時立ち入る場所において人が被ばくするおそれのある線量。
    - ロ 事業所の境界における線量
  - (7) 使用その他の取扱いにおける計画外の被ばくがあったときであって、次の線量を超え、又は超えるおそれがあるとき。
    - イ 放射線業務従事者：5mSv
    - ロ 放射線業務従事者以外の者：0.5mSv
  - (8) 放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物が異常に漏えいした場合
  - (9) 管理区域に立ち入った者が異常に被ばくした場合又は異常に被ばくしたおそれのある場合
  - (10) 放射線障害が発生した場合
- 3 研究科長は、前項の通報を受けた場合は、東京大学放射線関係緊急連絡網により学内の関係機関に通報するとともに、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する措置を10日以内に、それぞれ文部科学大臣に報告しなければならない。

## 第12章 補則

第40条 この規程の改廃は、放射線安全委員会の議を経て研究科長が行う。

### 附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

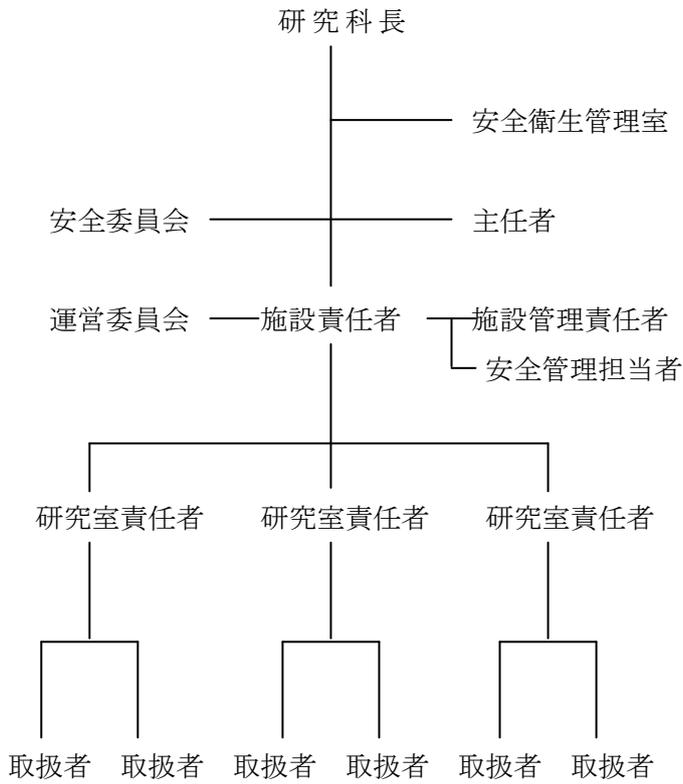
### 附 則

この規程は、平成18年5月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成22年9月1日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

別図1 (第7条関係)



別表（第20条関係） 点検項目及び実施時期

点検項目	実施時期
建物周辺及び耐火性、不燃性等の構造に関する事項	年1回以上 又は変更の生じた時
遮蔽壁、遮蔽物等に関する事項	年1回以上 又は変更の生じた時
作業室及び汚染検査室の壁、床の平滑性等の表面状態に関する事項	年1回以上 又は変更の生じた時
排気設備の構造、能力等及び各種装置との連結状態に関する事項	年2回以上 又は変更の生じた時
排水設備の構造、能力等及び洗浄設備等との連結状態に関する事項	年1ないし2回以上 又は変更の生じた時
管理区域境界の柵、施錠等の施設に関する事項	年2回以上 又は変更の生じた時
標識及び注意事項等に関する事項	年2回以上 又は変更の生じた時
その他使用施設に関する事項 a 汚染検査用測定器、b 除染用具 c 自動表示装置、d インターロック等	年2回以上 又は変更の生じた時
貯蔵施設、保管廃棄設備に備える容器に関する事項	年2回以上

# 総合文化研究科RI施設緊急時連絡先

